

令和7年12月

給与支払者様

かほく市長 油野 和一郎

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の提出について（依頼）

平素より、本市の税務行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度市民税・県民税の課税資料として活用します令和7年分の給与支払報告書を下記参照のうえ、同封の総括表と一緒に提出してくださいますようお願ひいたします。

※税理士事務所等に作成事務を依頼されている場合は、同封の総括表等をお渡しください。

記

1 提出していただく対象の方について

次のいずれかに該当するすべての従業員（パート・アルバイト・役員等を含む）に、令和7年中（1月1日から12月31日）に支払った給与について、給与支払報告書を作成し提出してください（支払額の多少にかかわらず提出が必要です）。

- ・令和8年1月1日現在の在職者のうち同日現在に、かほく市にお住まいの方
- ・令和7年中の退職者のうち退職日現在に、かほく市にお住まいの方

※かほく市に居住しているが、住民票がないという方の給与支払報告書を提出される場合には、住民登録地を必ず摘要欄または住所欄の余白等に記入してください。（マイナンバーの記載がなく、住民登録地が不明な方に関しては、後日、お聞きすることができます）

2 提出書類について（①～④の順に綴って提出してください）

給与支払報告書（個人別明細書）の提出枚数は1枚です。作成にあたっては、裏面の「4 給与支払報告書（個人別明細書）の記載についての注意事項」を確認してください。

- ①総括表（別の総括表を使用する場合でも、同封の本市総括表は必ず提出してください）
- ②住民税を給与天引きする方（特別徴収分）の給与支払報告書
- ③普通徴収切替理由書兼仕切紙
- ④住民税を給与天引きできない方（普通徴収分※切替理由書に記載した方）の給与支払報告書

3 提出先および提出期限について

提出先 〒929-1195 かほく市宇野気ニ81番地
かほく市役所 総務部税務課 TEL 076-283-1114

eLTAXの電子申告で提出される場合は、『事業所指定番号（同封の総括表上段の7桁もしくは8桁）』を必ず入力してください。

————— 提出期限 令和8年2月2日（月） —————

整理の都合上、1月14日（水）までの早期提出にご協力を願います。

〒929-1195

石川県かほく市宇野気ニ81番地

かほく市役所 税務課 行

裏面もご覧ください

給与支払報告書 在中

（一切り取って宛名ラベルとしてお使いいただけます）

4 給与支払報告書（個人別明細書）の記載についての注意事項

給与支払報告書（個人別明細書）の書き方については、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。※国税庁のホームページからダウンロードできます。

市民税・県民税額の算定上、特に下記項目について記載もれや誤りがないかご確認ください。

◇給与支払報告書には給与支払者の法人番号または個人番号、受給者の個人番号、控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養親族または特定親族の個人番号の記載が必要です。

◇摘要欄には、前職収入・租税条約免除・海外居住・特別徴収できない従業員に関する事項また、控除対象扶養親族等または16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合の該当者氏名等を記入してください。

※支払額に前職分が含まれる場合は、支払者、給与支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を必ず記入してください。（記入がない場合は、前職分の給与等を合算することになります）

※外国人研修生・技能実習生を受入している事業所の方へ

租税条約の適用を受け、住民税の減免を受ける場合は、税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写しの提出をお願いします。

※特別徴収できない従業員の場合は、別紙（普通徴収切替理由書）の該当する符号（普A～普F）を必ず記入してください。

◇生命保険料控除の適用を受ける場合は、生命保険料の金額内訳欄にそれぞれの支払金額も記入してください。

<例>	生命保険料の 金額の内訳	新生命保険料 の金額	15,555 円	旧生命保険料 の金額	円	介護医療保 険料の金額	8,500 円	新個人年金 保険料の金額	60,000 円	旧個人年金 保険料の金額	円
-----	-----------------	---------------	----------	---------------	---	----------------	---------	-----------------	----------	-----------------	---

◇住宅借入金等特別控除の適用を受ける方については、住宅借入金等特別控除の額の内訳欄の「住宅借入金等特別控除適用数」、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」を必ず記入してください。また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」の記入が必要です。

※適用を受けている「住宅借入金等特別等特別控除区分」については、税務署から交付される「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等 特別控除申告書・証明書」に区分の表示がありますので、それにより、記載してください。

<例>	住宅借入金等 特別控除適用数	1	居住開始年月日 (1回目)	3 年	6 月	15 日	住宅借入金等特別 控除区分(1回目)	住(特特)	住宅借入金等 年末残高(1回目)	円
	住宅借入金等 特別控除可能額	267,700 円	居住開始年月日 (2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別 控除区分(2回目)		住宅借入金等 年末残高(2回目)	円

◇退職所得（源泉徴収されたものに限る。）のある配偶者（退職所得を除いた合計所得金額が133万円以下）または扶養親族（退職所得を除いた合計所得金額が58万円以下）または特定親族（退職所得を除いた合計所得金額が58万円超123万円以下）がいる場合には、その者の氏名、続柄、生年月日、障害の区分、退職所得を除いた合計所得金額等を摘要欄に記載してください（氏名の前に（退）と記載）。また、納税者が寡婦やひとり親に該当する場合はその旨も記載してください。

<例> （退）かほく 太郎 子 H10.8.6 特障 400,000 円

5 特別徴収税額通知の電子化について

特別徴収税額通知（特徴収義務者用・納税義務者用）を電子データ（正本）で受取ができます。電子データでの受取のためには、

- ・令和7年分給与支払報告書をeLTAXを経由して提出していること
- ・個々の納税義務者に電子的提供ができる体制が整っていること（納税義務者用）

が必要です。詳しくは、同封の「【重要】特別徴収税額通知データの取扱いについて」をご確認ください。